1988年包括貿易競争力法

第１編 通商、関税及び関税法

サブタイトルＣ 不公正貿易に対する対応

　　　　　　　　　　　　　　　第４部　電気通信貿易

第1371条　表題

この部は、「1988年電気通信貿易法」として引用することができる。

第1372条　事実認識及び目的

⒜　事実認識

議会は次の通り認識する。

⑴　電気通信機器及びサービスの世界市場は、今後数十年にわたって急速に成長し続ける。

⑵　合衆国は、電気通信機器及びサービスの貿易及び投資について開かれた世界市場を達成するための計画の着手により、つぎのことの改善を図らなければならない。

(A)(i)　合衆国の電気通信機器及びサービスの輸出の成長

(ii)　合衆国における輸出関連雇用及び消費者向けサービスの成長

(B)　技術面における合衆国のリーダーシップの継続、

⑶　電気通信機器、サービス及び投資分野における大部分の外国市場で広範な政府介入（制限的輸入慣行及び差別的調達慣行を含む）が行われ、合衆国の電気通信機器及びサービスの輸出及び合衆国の電気通信分野への投資に悪影響を及ぼしている。

⑷　市場の自由化及び再編成によってもたらされた合衆国電気通信市場の開放が、電気通信機器輸入の増加及び電気通信貿易における競争機会の不均衡の拡大を与え、及び与え続ける。

⑸　電気通信機器及びサービスの貿易における互恵的市場機会の実施により、合衆国と外国との間においてこの不均衡が是正されない場合、合衆国は、当該諸外国の電気通信機器及びサービスに対し合衆国市場において継続的及び開かれたアクセスを拒否すべきである。

⑹　合衆国の外国に対する一方的自由化となっている合衆国での規制緩和及び撤廃による電気通信機器及びサービスについての世界市場での特殊なビジネス環境及び他の多くの外国の国内産業における継続的な政府介入は、電気通信機器及びサービスにおいて必ずしも先例とすべきではないが、他国の閉鎖された市場及び不公正貿易慣行をなくすために行う特定分野の優先事項の法律化という例外を設ける必要性をもたらしている。

⒝　目的

この部の目的は、次のとおりである。

⑴　合衆国電気通信産業の経済的、技術的成長及び同産業における雇用の促進

⑵　合衆国国民の利益のために質の高い電気通信ネットワークの確保

⑶　電気通信機器及びサービスにおける開放的な貿易と競争を支持する国際的なコンセンサスの発展

⑷　電気通信貿易の開放を約束した国がその約束に十分に従うことの確保

⑸　自由な国際貿易に対する障壁が存在する市場において、合衆国電気通信輸出者及びその子会社に対し互恵的な市場機会を交渉により提供させることを通じて、電気通信機器及びサービスにおいてより開放的な世界貿易システムの実現

第1373条　定義

この部の適用において、

⑴　「通商代表」とは、合衆国通商代表をいう。

⑵　「電気通信機器」とは、次の物品をいう。

(A)　品目表の685.65に分類される無線装置

(B)　品目表で次に分類される物品

684.57　　 684.67　　 685.28　　 685.39

684.58　　 684.80　　 685.30　　 685.48

684.59　　 685.16　　 685.31　　 688.17

684.65　　 685.24　　 685.33　　 688.41

684.66　　 685.25　　 685.34　　 707.90

第1374条　外国の電気通信貿易障壁の調査

⒜　総則

合衆国通商代表は、優先対象国を特定するための調査を行わなければならない。当該調査は、この法律の制定の日から5ヵ月以内に終結しなければならない。

⒝　考慮されるべき要素

　⒜に基づいて優先対象国を特定する場合、通商代表はとりわけ次のことを考慮しなければならない。

⑴　合衆国企業の電気通信機器及びサービスに対し互恵的市場機会を与えることを拒否する法令、政策、慣行の性質及び意義

⑵　合衆国市場の開放的なアクセスにより外国企業に発生する（現実及び潜在的な）経済的利益

⑶　合衆国企業の電気通信機器及びサービスに対する外国市場の潜在的規模

⑷　合衆国電気通信機器及びサービスの輸出を直接的に、又は有利な先例を確立することにより増加させる可能性

⑸　対抗されるべき法令、政策、慣行を除去するための評価できる進展がなされているかどうか。

⒞　取消及び追加的特定

⑴　通商代表は、⒝に規定する要素を考慮した後、通商代表が利用しうる情報により適当であることが示された場合、次の措置を随時行うことができる。

(A)　この条に基づく優先対象国の取消し

(B)　この条に基づき外国を優先対象国として特定する。

⑵　通商代表は、1974年通商法第309条⑶に基づき議会に対して年２回提出される報告において、⑴に基づき優先対象国の特定を取消した理由について、詳細に説明しなければならない。

⒟　議会に対する報告

⒜に基づいて行われる調査の完了日から30日以内に、合衆国通商代表は、大統領及び議会の適当な委員会に対し調査報告を提出しなければならない。

第1375条　調査結果に基づく交渉

⒜　総則

⑴　ある外国が第1374条⒜に基づく調査において優先対象国として特定された日から30日後、及び

⑵　ある外国が第1374条⒞⑴に基づき優先対象国として特定された日において、大統領は、当該優先対象国との間で、この法律のサブタイトルＡ第１章に基づき、⒝により大統領が確立した特定交渉目的に合致するために、二国間又は多国間の通商協定を

締結するための交渉をしなければならない。

⒝　各優先対象国に対する特定交渉目的の確立

⑴　大統領は、この条に基づき、合衆国の一般的交渉目的を達するため、必要な特定交渉目的を、相手国ごとに確立しなければならない。

⑵(A)　大統領は、次の事項を含む交渉期間中の状況変化に対応して、当該交渉における特定交渉目的を改正又は修正することができる。

(i)　優先対象国の慣行の変化

(ii)　多国間交渉における評価できる実質的進展

(iii)　競争上の地位、技術開発の面での変化

(iv)　その他の関連する諸要素

(B)　(A)により特定交渉目的を改正又は修正を加えた日から30日以内に、大統領は、議会の適当な委員会に対し、当該改正又は修正の内容及びその理由を提出しなければならない。

⒞　一般的交渉目的

この条における合衆国の一般的交渉目的は、次の通りである。

⑴　合衆国と他の国との間において、電気通信機器及びサービスの貿易に関し互恵的な市場機会を提供する多国間若しくは二国間協定の達成（又は既存協定の修正）

⑵　外国企業の電気通信機器及びサービスにとって、合衆国市場にアクセスする際の障壁の削減による市場機会の不均衡の是正

⑶　合衆国の電気通信機器及びサービスの輸出が、本国電気通信産業の競争力を反映した水準にまで円滑に引き上げること。

⒟　特定交渉目的

電気通信機器及びサービスに関するこの条による合衆国の特定交渉目的とは、次の事項を達成することである。

⑴　合衆国企業により供給される電気通信機器及びサービスに対する内国民待遇

⑵　これら機器及びサービスに対する最恵国待遇

⑶　これら機器及びサービスに関する無差別調達政策並びにすべての電気通信機器及びサービスの調達（政府所有又は政府の支配下にある事業体による販売又はリースによるもの）をガット政府調達協定の適用対象の中に含めること

⑷　電気通信機器に対する関税の引下げ又は撤廃

⑸　電気通信機器及びサービスの貿易を歪める補助金、知的財産権侵害、その他の不公正貿易慣行の除去

⑹　これら機器、サービスを売買する外資系事業体の設立を制限する投資障壁の除去

⑺　顧客の家屋内に置かれる次の事項を適用するための電気通信機器の登録に対しての要求が、ネットワーク又はネットワーク関係者の損害を与えないよう当該外国により定められた規格に機器が適合していることの証明を製造業者が行う場合に限ることの保証

(A)　外国の電気通信ネットワークとの接続

(B)　外国における機器の売買

⑻　電気通信機器に関し当該外国で用いられる規格の策定過程における透明性及び自由な参加

⑼　顧客の所有する電気通信機器の型式ごとに承認及び登録させ、型式承認を相互に認知するための手続きを合衆国と他国との間で適宜確立させること

⑽　合衆国の付加価値サービス供給者が合理的な及び無差別的な条件及び状態（無差別的価格を含む）で、外国の基盤通信ネットワークへのアクセス、

⑾　外国政府により所有若しくは支配され、又は適切な場合、規制されている地域交換サービス事業者が、電気通信機器及びサービスを無差別で調達すること

⑿　以上、各事項の円滑に遵守するための監視及び効果的紛争解決のメカニズム。

第1376条 協定が締結されなかった場合にとられるべき措置

⒜ 総則

⑴ 第1374条に基づき特定された優先対象国との間で、大統領により当該国向けに特定交渉目的の確立を規定した第1375条⒝の一般的交渉目的を遂行するサブタイトルＡに基づく協定を交渉期間が終了するまでに締結できない場合には、大統領は、⒝で認められた当該特定交渉目的を達成するため適切で最も達成の可能性の高い措置を取らなければならない。

⑵　⑴に基づく措置をとる際、大統領は、⑴に規定する優先対象国との間の電気通信機器及びサービスの貿易に最も直接影響を与えるような措置を、第一にとらなければならない。ただし、他の経済分野に対する措置が、⑴に規定する一般的交渉目的を達成するためにより効果的であると大統領が決定する場合には、この限りではない。

⒝　認められる措置

⑴　⒜に基づき大統領は、優先対象国に関して次に掲げる措置をとることを授権される。

(A)　電気通信機器に関し合衆国が課す関税又は輸入制限に関して、次の規定に基づき当該国との間で締結された通商協定の終結、撤回又は停止。

(i)　1974年通商法

(ii) 1962年通商拡大法第201条

(iii) 1930年関税法第350条

(B) 1974年通商法第301条に規定する措置

(C) 連邦政府による当該国の電気通信機器の購入の禁止、

(D) 連邦政府による当該国の電気通信機器の購入に際し、1933年3月3日の法律第3編（41 U.S.C.10a et seq.）に基づく優先な国産品の増進

(E)　電気通信機器又は他の機器に関し、1979年通商協定法により当該国に対して適用されている1933年3月3日付法律第3章(41 U.S.C.10a et seq.) に基づく国産品優先の放棄の停止

(F)　連邦政府の適当な官吏及び職員に対し、当該国の電気通信機器の購入のための連邦資金又は連邦信用を拒否する命令の発動

(G)　1974年通商法第5章(19 U.S.C.246 et seq.) に基づき当該国の機器に対し、与えられた便益の全部又は一部の停止

⑵ 1974年通商法第125条及び法律の他の規定にかかわらず、⑴(A)で規定された通商協定が⑴に基づき外国製品に対し合衆国が課する関税に関し終結、撤回又は停止された場合には、当該終結、撤回又は停止が発効した日以降に申告又は保税倉庫から倉出しされる物品に適用する関税率は、大統領により決定される率によるものとする。

⒞ 交渉期間

⑴ この条の適用上、「交渉期間」とは、次のことをいう。

(A) 第1374条⒜により行われる調査において特定される優先対象国については、この法律の制定日から18ヵ月間

(B) 当該調査の完了後、優先対象国に特定された外国については、特定が行われた日から１年間

⑵(A)　優先対象国に関する交渉期間は、１年間延長できる。

(B)　優先対象国に関し大統領が交渉期間を延長した日から15日以内に、大統領は、議会の適当な委員会に対し、当該国との交渉状況について、次の事項を含む報告書を提出しなければならない。

(i) 当該国との交渉において実質的な進展がなされているとの大統領の認定

(ii)　当該交渉期間の延長が必要であることの理由についての詳細な陳述。

⒟　修正及び終結権限

大統領は、第1374条⒝で規定する要素を考慮した後、事情の変化により措置の修正又は終結が正当と決定する場合、⒜による措置を修正又は終結することができる。

⒠ 報告

大統領は、⒜に基づきとられた措置又は⒟に基づく当該措置の修正又は終結について、速やかに議会の適当な委員会に通知しなければならない。

第1377条 通商代表による通商協定実施状況見直し

⒜ 総則

⑴ 1974年通商法第181条⒜（19 U.S.C. 2241）に基づく年次分析を実施する際、通商代表は、次の事項の運用状況及び有効性について見直しを実施しなければならない。

(A） この部により締結された各々の通商協定で、合衆国との関係で効力を有しているもの、

(B) 電気通信機器及びサービスに関するその他の各通商協定で、合衆国との関係で効力を有しているもの。

⑵ ⑴に基づく見直しにおいて、通商代表は、⑴に規定する協定を締結した相手国の法令、政策又は慣行が次の事項に該当するか否かを決定しなければならない。

(A）当該協定の条件に違反している

(B)その他の面において、当該協定の趣旨を考慮し、合衆国企業の電気通信機器及びサービスに対する当該国での互恵的市場機会が拒否されている。

⒝ 見直しの要素

⑴ ⒜に基づく見直しを実施する際、通商代表は、当該機器及びサービスの国際競争上の地位を基礎として、当該国において譲許された権利又は当該国への関与状況から合理的に予想しうる貿易パターンを反映していない現実の貿易パターン（合衆国の電気通信機器及びサービスの当該国への輸出及び当該機器に関する販売及びサービスを含む。）に関する証明を考慮しなければならない。

⑵　通商代表は、⑴で規定する現実の貿易パターンに関し、国際貿易委員会と協議しなければならない。

⒞　肯定的決定に対する措置

⑴　当該国の法令、政策又は慣行に関して⒜⑵により通商代表が行う肯定的決定は、1974年通商法第３編第１章の適用において、同法第304条⒜⑴に基づく当該国の法令、政策又は慣行が通商協定に違反するという決定としてみなす。

⑵ ⑴を理由として第301条措置をとるに場合、通商代表は、第一に⑴に基づく優先対象国との電気通信機器及びサービスの貿易に最も直接的に影響を与える措置をとらなければならない。ただし、通商代表が、他の経済分野に対する措置の方が、⒜⑵による肯定的決定の対象となった通商協定を当該国に遵守させるためにより効果的であると決定する場合は、この限りではない。

第1378条 補償権限

次の場合、大統領は、互恵的及び利益を生む譲許の一般水準を維持するためにその措置を相殺する新譲許を与えることを目的とする当該国との通商協定を締結することができる。

⑴　大統領が、外国に関し第1376条⒜に基づく措置をとり、かつ

⑵ その措置が、ガットを含む合衆国の国際義務と一致していない

第1379条 協議

⒜ 省及び機関からの助言

この部に基づく措置をとるに先立ち、大統領は、1962年通商拡大法第242条⒜（19 U. S.C. 1872）に基づき設立された省庁間通商委員会から情報及び助言を要求しなければならない。

⒝ 民間部門からの助言

次の事項の前に、通商代表は、1974年通商法第135条（19 U.S.C. 2155）により設立された適当な委員会を含む、調査、目的又は措置に関する利害関係団体が見解を表明する機会を与えなければならない。

⑴ 通商代表が、第1374条⒜に基づき調査を終結又は第1374条⒞に基づく措置をとる

⑵　大統領が、外国に関し第1375条⒝に基づき特定交渉目的を作成する

⑶ 大統領が、第1376条に基づく措置をとる、

⒞ 議会及び公的助言者との協議

第1375条に基づく交渉を行うにために、通商代表は、1974年通商法第135条により設立された適当な委員会に対するものと同様に、議会の適当な委員会に次の事項に関する最近の情報をあまねく提供しなければならない。

⑴ 優先対象国に対する交渉すべき優先事項及び目的

⑵ 二国間及び多国間の交渉展望の評価

⑶ 第1375条⒞及び⒟に規定された目的を達成するための交渉に含まれるべき合衆国の譲許

⒟ 特定交渉目的の修正

特定交渉目的の改正又は修正のために第1375条⒝⑵に基づく措置をとる前に、大統領は、議会並びに提案された改正又は修正の影響を受ける産業の構成員及び労働者の代表と協議しなければならない。

第1380条 データの提出、遵守確保のための措置

⒜ データの提出

連邦通信委員会（以下、この条において、「委員会」という。）は、定期的に下院及び上院の適当な委員会に、1987年12月23日に採択されたＦＤＣ文書 No.86-494に関連する1988年２月25日に採択されたリポートNo.DC-1105「運輸業者について情報報告要求の制定」に基づき収集され、公にされるデータを提出しなければならない。

⒝ 遵守確保のための措置

⑴(A) 委員会により登録又は承認を受ける外国製品は次の場合にのみ、申告されることができる。

(i) 適用されるすべての委員会の規則及び規定に合致する製品であり、

(ii)　この法律律の制定の日における連邦通信委員会様式740号で要求される情報が財務長官の規定による型式及び様式により、申告の際適当な税関職員に提出される。

(B) このパラグラフの適用において、「申告される」とは、消費のために合衆国の関税地域において申告され、又は保税倉庫から倉出しされることをいう。

⑵ 委員会、商務長官及び通商代表は、財務長官が要求する⑴の実施の援助をしなければならない。

⑶ 財務長官は、サブタイトルＡ第１部に基づく通商協定を交渉する権限の期限が切れるまで、⑴(A)(ii)に基づき集められた情報を要約し、１年毎議会に提出しなければならない。その情報は、公衆が使用することができる。

第1381条 合衆国における電気通信産業の競争力に関する研究

⒜ 総則

商務長官は、連邦通信委員会及び合衆国通商代表との協議しつつ、合衆国電気通信産業の競争力を保持する必要がある措置の決定の際、議会及び大統領を補助するために合衆国電気通信産業の競争力及びその産業での外国電気通信の政策及び慣行の効果の研究を行わなければならない。

⒝ 一般の意見

商務長官は、適宜公告し、⒜に基づき行われる研究への公衆の意見についての合理的機会を与えなければならない。

⒞ 報告

商務長官は、この法律の制定の日から１年以内に議会及び大統領に⒜に基づく研究の結果としての認識及び勧告の報告書を提出しなければならない。その報告書は、下院及び上院の適当な委員会に付託されなければならない。

第1382条　国際的義務

この部の規定をガットを含めた合衆国の国際的義務に反する措置を要求するものと解釈してはならない。